



国保年金課からのお知らせ

●後期高齢者医療保険料の軽減措置について

■令和3年度軽減措置

①令和2年中の世帯主と世帯の被保険者の所得の合計額に応じて「均等割額(53,847円)」が次のとおり軽減されます。

- ◇ 43万円 + (52万円×被保険者数) を超えない世帯 → 2割軽減
- ◇ 43万円 + (28.5万円×被保険者数) を超えない世帯 → 5割軽減
- ◇ 43万円を超えない世帯 → 7割軽減

※被保険者と同一世帯に属する世帯主および被保険者のうち、年金・給与所得者の数が2人以上の場合は「10万円×(年金・給与所得者の数-1)」を加えた金額になります。

※なお、次のいずれかの条件を満たす人を、年金・給与所得者の数としてカウントします。

- 給与収入額が55万円を超える人(給与収入には専従者給与収入は含まない)
- 令和3年1月1日に65歳未満かつ公的年金等収入額が60万円を超える人
- 令和3年1月1日に65歳以上かつ公的年金等収入額が125万円を超える人

②会社などで加入していた健康保険の扶養家族になっていた人は、所得割の負担はありません。均等割額は、資格取得後2年を経過する月までの間に限り5割軽減されます。

●国保・後期の保険料が年金から差し引かれます

次に該当する人は、国民健康保険・後期高齢者医療の保険料が4月以降、特別徴収(年金からの天引き)の対象になります。対象とならない人には、国民健康保険は6月中旬に、後期高齢者医療は7月中旬に通知書を送付します。なお、以前に納付方法変更の届出をされた人は、引き続き口座から引き落とされます。

■国民健康保険

◎令和3年2月の年金から保険料を差し引かれた世帯主で、次の条件に当てはまる人

- 国民健康保険の加入者全員が65歳以上75歳未満の世帯
- 保険料が差し引かれる年金の受給額の年額が18万円以上
- 介護保険料と国民健康保険料の合計額が、差し引かれる年金の受給額の2分の1を超えない

※年度内に世帯主が75歳になる場合は、特別徴収の対象となりません。

■後期高齢者医療

◎令和3年2月の年金から保険料を差し引かれた人

◎昨年10月1日までに後期高齢者医療制度の被保険者になった人で、次の条件に当てはまる人

- 保険料が差し引かれる年金の受給額の年額が18万円以上
- 介護保険料と後期高齢者医療保険料の合計額が、差し引かれる年金の受給額の2分の1を超えない

※令和2年10月2日から12月1日までの間に加入された人は、6月から特別徴収を開始します。

4・6・8月は、仮徴収額(令和3年2月の年金で特別徴収された額と同額、または令和元年中の所得で算定した額)が年金から差し引かれます。

国保年金課
国保係(☎82-1179)
年金高齢医療係(☎82-1209)